

全国老人医療・国民健康保険主管課（部）長及び
後期高齢者医療広域連合事務局長会議

《保険局総務課老人医療企画室説明資料》

平成20年 2月 6日

< 目 次 >

1 . 後期高齢者医療制度施行までのスケジュールについて	1
2 . 後期高齢者医療制度の広報について	2
3 . 後期高齢者医療の被保険者となる方への周知事項について	4
4 . 被扶養者情報の提供方法について	2 2
5 . 障害認定事務に係る留意点について	3 8
6 . 後期高齢者に対する健康診査について	4 2
7 . 広域連合における保険者協議会への参画について	4 6
8 . 財政安定化基金の今後の事務について	4 7
1 0 . 後期高齢者に係る医療費適正化事業について	4 8
1 1 . 後期高齢者医療審査会について	5 2
1 2 . 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金に係るスケジュール等について . . .	5 4
1 3 . 広域連合電算処理標準システムについて	5 9
1 4 . 平成 1 9 年度補正予算及び平成 2 0 年度予算について	6 4
<参考資料>	
○老人医療費の状況について	8 4

後期高齢者医療制度施行までの
スケジュールについて

後期高齢者医療制度施行までのスケジュール

平成19年

10～11月

政省令等公布（保険料賦課算定、国庫負担金等の算定方法等）

広域連合・市町村条例参考例の送付（保険料賦課算定、被扶養者からの保険料徴収の凍結等）
制度周知用リーフレット等の送付

11/2～12/2

各広域連合議会において条例を制定（保険料の賦課算定等）

※被用者保険の被扶養者について、20年度の保険料賦課の特例（半年凍結、半年9割軽減を踏まえた賦課額）を設ける。

12/10まで

年金保険者から市町村に対し、年金受給者に関する情報を通知

平成20年

～1月中旬

特別徴収（年金天引き）の対象者の特定（介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金額の1/2を超えるかどうかの判定）

1/18まで

市町村から年金保険者に対し、特別徴収の対象者を通知（特別徴収依頼）

※被用者保険の被扶養者については、20年4～9月は保険料徴収が凍結されるため、特別徴収依頼を行わない。

2～3月

各市町村議会において条例を制定（普通徴収の納期等）

※被用者保険の被扶養者については、20年4～9月は納期を設定しないこととする特例を設ける。

各広域連合議会において、被用者保険の被扶養者の保険料特例措置に係る基金条例を制定

各都道府県議会において、財政安定化基金条例を制定

3月

後期高齢者医療被保険者証の送付

政省令公布（高額医療・高額介護合算制度 等）

4月

施行

後期高齢者医療制度の広報について

後期高齢者医療制度に関する集中的な広報の実施について

後期高齢者医療制度が施行される平成20年4月を目前に控え、後期高齢者医療制度を円滑に実施するために、一般国民向け広報について幅広くかつ集中的に実施することとしている。

都道府県後期高齢者医療広域連合におかれても、新たな制度に対する住民の理解を深めていただけるよう市区町村とも十分な連携を図り、引き続き積極的な広報の実施をお願いしたい。

1. 後期高齢者医療制度に係る今後の広報実施予定

(1) 政府広報媒体

(1月30日現在)

	媒 体	実 施 時 期
テ レ ビ	○ドゥ！JAPAN (日経CNBC)	3月20日(木) 21:00～21:30
	○キク！みる！ (フジテレビ系)	3月21日(金) 22:52～23:00
	○ご存じですか (日本テレビ系)	3月24日(月) 11:25～11:30
ラ ジ オ	○栗村智のHAPPY！ニッポン (ニッポン放送)	3月29日(土) 7:00～7:30
新 聞	○中央5紙、ブロック3紙、 地方65紙の記事下7段掲載	3月中旬掲載予定
雑 誌	○日経ビジネス(3/21売号) ○女性自身(3/25売号) ○週刊文春(3/27売号) ○週刊新潮(3/27売号) ○女性セブン(3/27売号) ○週刊ダイヤモンド(3/31売号)	
音声広報 CD	○視覚障害者向け音声広報CD 及び点字広報誌 ・政策フラッシュコーナー ～そこが知りたい～ 「平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行」	3月下旬発行予定 (配布先) 点字図書館、盲学校、都道府県立図書館、都道府県、 市町村 等
定 期 刊 行 物	○広報誌「厚生労働」3月号 <特集> 「高齢者医療制度の創設について」	2月29日発行予定 (配布先) 県・市立図書館、都道府県庁・市役所閲覧コーナー

(2) 政府広報以外の広報

○リーフレット配布

- ・「平成20年4月から後期高齢者医療制度がはじまります」
→ 市区町村、各医療保険者、都道府県等に11月下旬配布済。

○ポスター配布

- ・後期高齢者医療制度における窓口負担のお知らせ
→ 下記2によるポスター配布の再掲

(3) 国が国保中央会委託により行う広報

○新聞折り込み

- ・70歳～74歳の窓口負担割合の1割据え置き
- ・後期高齢者の保険料軽減措置について
→ 一般紙への折込広告について3月実施予定

○リーフレット配布

- ・70歳～74歳の窓口負担割合の1割据え置き
→ 保険者が高齢受給者証の再交付時に国保中央会が作成したリーフレットを同封し被保険者へ送付（3月実施予定）

2. その他医療制度改正全般の広報実施予定

○ポスター配布

- ・3歳から義務教育就学前までの窓口負担割合の引き下げ
- ・70歳～74歳の窓口負担割合の1割据え置き
- ・後期高齢者医療制度における窓口負担のお知らせ
- ・療養病床に入院する65歳以上70歳未満の食費・居住費の負担額改正
→ 保険医療機関、各医療保険者等に2月末から3月上旬に配布予定。

○政府インターネットTV

「特定健診・特定保健指導」→ 平成19年11月より実施中

○厚生労働省ホームページ掲載

「高額医療・高額介護合算制度の概要」→ 平成20年3月掲載予定

※ 上記以外の広報実施が決定した場合には、追って連絡いたします。

**後期高齢者医療の被保険者となる方
への周知事項について**

後期高齢者医療の被保険者となる方への周知事項について

被保険者となる方に対しては、制度周知用リーフレットや自治体の広報誌等を活用し、制度の内容や、被用者保険の被扶養者に係る保険料の特例措置について周知に努めるとともに、次の事項について、被保険者一人ひとりに対する周知徹底をお願いしたい。

1 保険料額の見込額に関する情報提供（2月）

被保険者ごとに算出した保険料額について、制度施行を待たずに、現時点での見込額として、可能な限り、情報提供を行う。

2 65～74歳の老人医療受給対象者に対する周知（2月下旬～）

- 現在、65～74歳の老人医療受給対象者（寝たきり等の方）に対し、次の事項を周知する。
 - ・ 引き続き、後期高齢者医療制度の被保険者となること。
 - ・ あらかじめ市町村に対し、障害認定の申請を撤回する旨の申し出を行った場合には、後期高齢者医療制度の被保険者とならず、国保又は被用者保険に加入すること。
 - ・ 後期高齢者医療制度に加入した後も、いつでも将来に向かって申請を撤回できること。
- 撤回の申し出を受けた際には、後期高齢者医療制度やこれに関連して各自治体で行われる単独事業の内容を踏まえた上で撤回の判断をしていただけるよう、必要な情報提供を行う。

3 後期高齢者医療被保険者証の事前送付（3月）

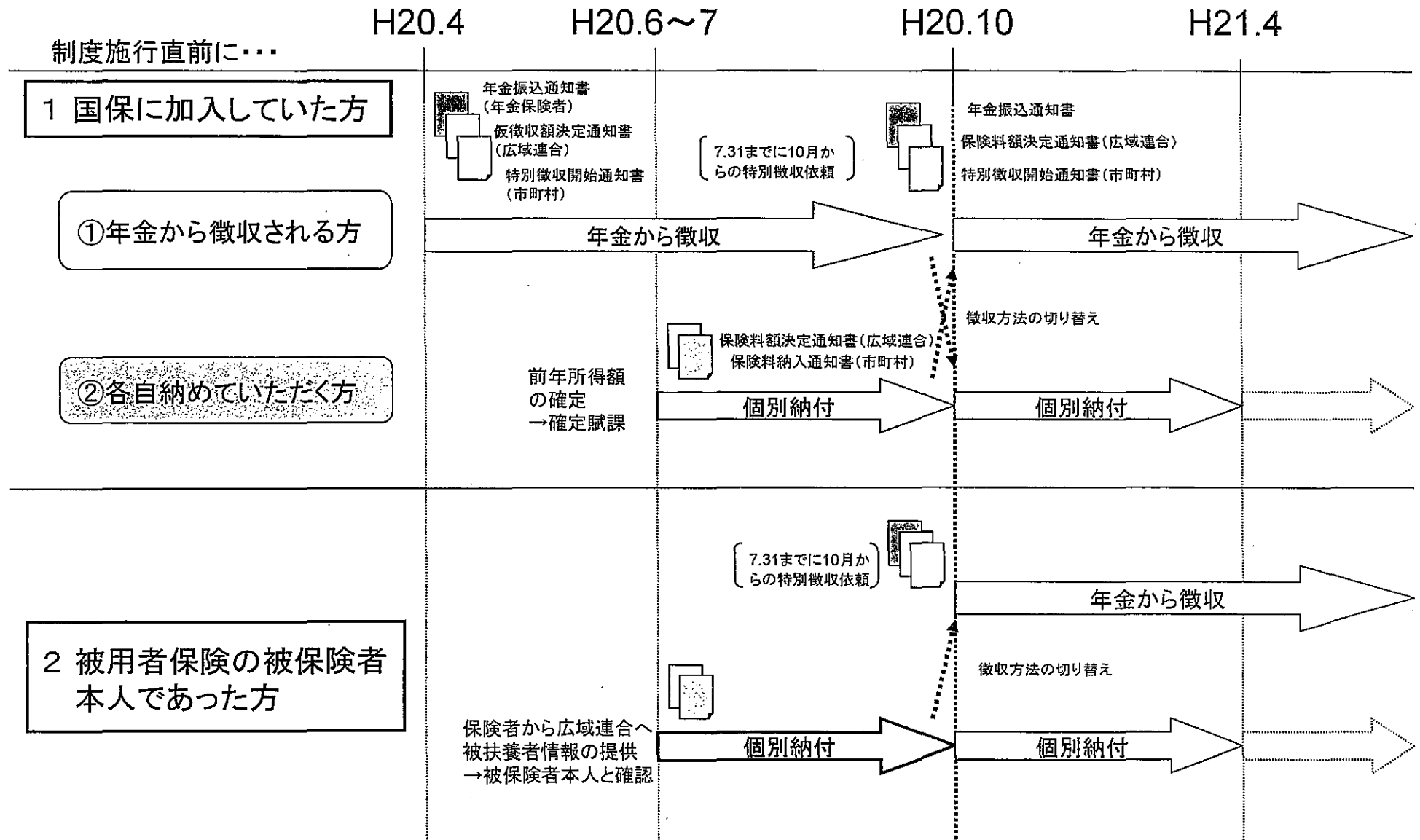
- 被保険者証の送付と併せて、リーフレット等の活用により、制度自体の周知に努めるとともに、保険料の賦課・徴収に係る諸事項（特別徴収（年金天引き）の趣旨・目的、特別徴収・普通徴収の開始時期、保険料に関する各種通知書の送付時期等）についても併せて周知する。
- 特に、20年度は被用者保険の被扶養者に係る保険料の特例措置が講じられることにかんがみ、①被用者保険の被扶養者、②被用者保険の被保険者本人、③国保加入者、の類型ごとに、後期高齢者医療制度での保険料の賦課・徴収がどのように行われるかについて、きめ細かな情報提供を行う。

※ 20年4月からの特別徴収の実施に当たり、3月中に、徴収主体となる市町村において、低年金受給者など生活にお困りの方が特別徴収の仕組み等の説明や納付相談を受けられる窓口（コールセンター等）を設けるなど、後期高齢者医療制度の被保険者となる方へのきめ細かな相談を行っていただきたい。

また、必要に応じ、減免制度の適用や、減免された保険料額と既に年金から徴収された額の差額の還付といった、きめ細かな対応をお願いしたい。

平成20年度における後期高齢者医療保険料の徴収について①

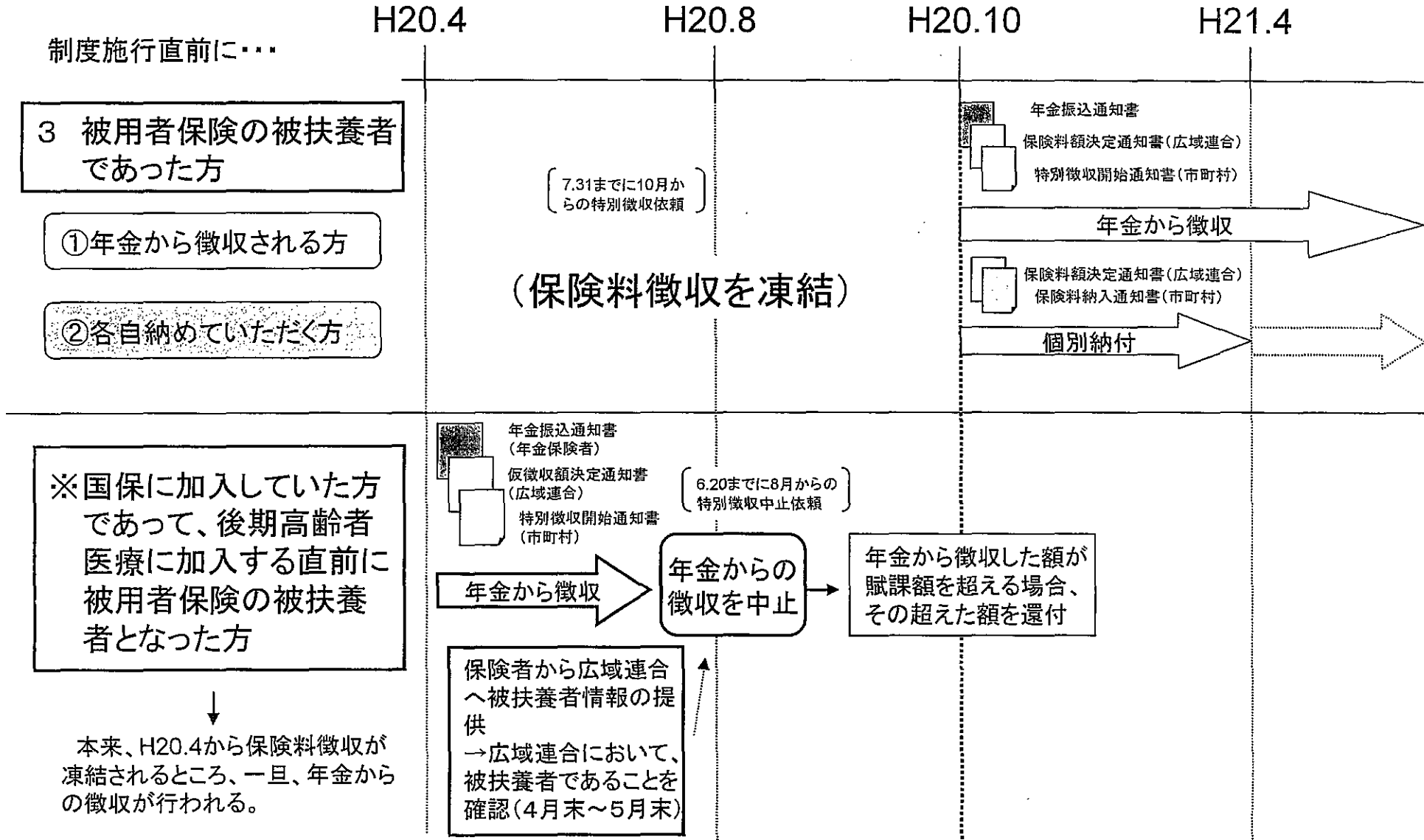
※「後期高齢者医療の被保険者となる方へのお知らせ(例)」で提示している内容を図解したものである。



(注) 年金保険者からの年金振込通知書は、年金額の改定時期に合わせて毎年6月上旬に通知される。ただし、特別徴収の開始の際には、開始される年金の振込月の
 月上旬に改めて通知される。

平成20年度における後期高齢者医療保険料の徴収について②

※「後期高齢者医療の被保険者となる方へのお知らせ(例)」で提示している内容を図解したものである。



(注) 年金保険者からの年金振込通知書は、年金額の改定時期に合わせて毎年6月上旬に通知される。ただし、特別徴収の開始の際には、開始される年金の振込月の月上旬に改めて通知される。

(発番)

平成20年2月〇〇日

都道府県・指定都市老人医療主管課(部)長 殿
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿

厚生労働省保険局総務課長

後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対する周知事項について(案)

後期高齢者医療制度の施行準備につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月からの制度の円滑な施行に向けて、被保険者となる方々に対する制度の周知について、既に取り組んでいただいているところですが、後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を負担していただくこととしており、また、制度施行当初から年金からの保険料の徴収(特別徴収)が実施されることから、その賦課・徴収の仕組みや要件等について十分に周知を行う必要があります。

また、昨年10月末に、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、被用者保険の被扶養者からの保険料徴収に係る激変緩和措置が取りまとめられ、政府としても、これを適切に実施するため、所要の経費に係る予算措置を計上した平成19年度補正予算案を第169回通常国会に提出しているところですが、当該措置の実施に伴い、平成20年度においては保険料の賦課・徴収に係る事務処理が通常年度と異なることとなることから、対象となる方々への賦課決定通知書等の発送の時期や内容等に十分留意する必要があります。

こうした点を踏まえつつ、被保険者となる方々に対しては、これまでの制度そのものの内容の周知に加え、個々の被保険者に対し、自らの給付や負担、特に保険料の賦課・徴収がどのように行われるのかについて、施行前のできるだけ早い時期に、情報提供を行うことが重要です。

特に、年金から保険料が徴収される方々に対しては、年金からの徴収の仕組みや実際の徴収時期、徴収額等について丁寧に説明し、ご理解をいただくとともに、低年金受給者など生活困窮者に対しては、きめ細かな納付相談を行うことも必要です。

つきましては、後期高齢者医療制度の被保険者となる方々に対する周知事項等について下記のとおり取りまとめましたので、これを参考としていただき、被保険者となる方一人ひとりに対する周知徹底につきご配慮いただくよう、

よろしく願いいたします。

以上につき、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）にも周知が図られるよう、よろしく願いいたします。

記

1 保険料額の見込額に関する情報提供（2月）

本年1月末までの特別徴収依頼を行うに当たり、被保険者ごとに算出した保険料額（各広域連合条例で定められた保険料率、各被保険者の平成18年所得額等をもとに算出）について、制度施行を待たずに、現時点での保険料額の見込額として、被保険者に対し情報提供を行うことは、制度を具体的に理解していただく上で有用であることから、可能な限り、対応していただきたい。

その際には、「後期高齢者医療制度に係る広報について」（平成19年11月13日保総発第1113001号）にて送付した制度周知用のリーフレットや、別添1の「後期高齢者医療制度に関するQ&A」等を活用して、後期高齢者医療制度の内容を周知するとともに、別添2の「後期高齢者医療制度の被保険者となる方へのお知らせ（例）」を参考として、保険料の賦課・徴収に係る諸事項についても併せて、周知を図られたい。

2 65歳以上75歳未満の老人医療受給対象者に対する周知（2月下旬～）

65歳以上75歳未満の老人医療受給対象者（いわゆる寝たきり等の方）については、現在、市町村長から受けている障害認定が後期高齢者医療広域連合の認定とみなされ、引き続き、後期高齢者医療制度の被保険者となる。一方で、市町村長の認定については、申請を撤回する旨の申し出がなされた場合には、将来に向かって認定を取り消すことが可能であるとされており、後期高齢者医療制度においても、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第8条第2項において、広域連合の認定に係る申請については、いつでも将来にわたって撤回できる旨が規定されたところである。

については、65歳以上75歳未満の老人医療受給対象者に対し、リーフレットや別添1のQ&A等を活用して、後期高齢者医療制度の内容を周知するとともに、平成20年4月からは後期高齢者医療制度の被保険者となること、あらかじめ市町村に認定申請の撤回の申し出を行った場合には、後期高齢者医療制度の被保険者とはならず、引き続き、国民健康保険又は被用者保険に加入することとなること等について、別添3の「65歳以上75歳未満で老人医療の対象となっている方々へのお知らせ（例）」を参考とし、十分周知を図られたい。

また、市町村において認定申請の撤回の申し出を受けた場合には、後期高齢者医療制度及びこれに関連して各自治体で行われる医療費助成制度等の単独事業の内容を踏まえた上で、撤回に係る判断をしていただけるよう、当該申し出を行った方に対し、必要な情報提供に遺漏なきよう努められたい。

3 被保険者証の事前送付（3月）

後期高齢者医療制度の被保険者となる方に対しては、制度加入前（制度施行時から加入する方には3月）にあらかじめ、後期高齢者医療被保険者証を送付するとともに、4月1日以降、速やかに、老人医療受給者証を回収されたい。

また、被保険者証の送付と併せて、リーフレットや別添1のQ&A等を送付し、後期高齢者医療制度の内容について周知するとともに、別添2の「後期高齢者医療制度の被保険者となる方へのお知らせ（例）」を参考として、保険料の賦課・徴収に係る諸事項について、確実に被保険者一人ひとりに周知されるよう図られたい。

4 保険料の徴収に関する周知等（特に年金からの徴収について）（3月）

後期高齢者医療制度では、制度施行当初から、年金からの保険料徴収が実施されるが、平成20年度においては、被用者保険の被扶養者について施行当初の半年間（平成20年4月～9月）は保険料徴収を凍結する方針である。これにより、平成20年度の保険料徴収の開始時期については、①被用者保険の被扶養者は20年10月から開始、②被用者保険の被保険者本人は、年度当初からは徴収されないが、保険者から支払基金を経由して広域連合に提供される被用者保険の被扶養者であった者に関する情報に基づき、被用者保険の本人と確認され次第開始、③国民健康保険の加入者は、原則として20年4月から開始、というように、従前加入していた制度の類型ごとに異なることとなり、これに伴い、保険料に関する通知書の発送時期等も異なることとなる。

このため、後期高齢者医療の被保険者に対しては、こうした類型ごとに、保険料徴収の開始時期、徴収に当たっての通知書の発送時期等について、十分にご理解をいただけるよう、別添2の「後期高齢者医療制度の被保険者となる方へのお知らせ（例）」も参考にいただき、被保険者一人ひとりに周知を図っていただくようお願いしたい。

また、特に、年金から保険料が徴収される方のうち、低年金受給者など、年金額及び徴収される保険料額によっては、生活に困窮される方もいると考えられることから、年金からの保険料徴収の実施に当たり、被保険者の方々に対し制度の趣旨等について丁寧に説明するとともに、被保険者の方々からの納付相談に応じることも重要であり、徴収主体である市町村においてこうした相談を

受けられる窓口（コールセンター等）を設けるなど、きめ細かな相談を行っていただきたい。

また、納付相談により、例えば、保険料の減免制度があり、これを適用できる場合には、いったん徴収した保険料のうち減免額を超える額については後日還付するといった方法も考えられることから、きめ細かな対応をお願いしたい。

後期高齢者医療制度に関するQ&A

Q1 後期高齢者医療制度は、なぜ創設されるのですか？

○ 第一に、75歳以上の後期高齢者の医療費は、高齢化の進展に伴い、今後、ますます増大することが見込まれています。

この医療費を安定的に確保するためには、医療費の負担について国民の皆様のご理解・ご納得をいただく必要があります。

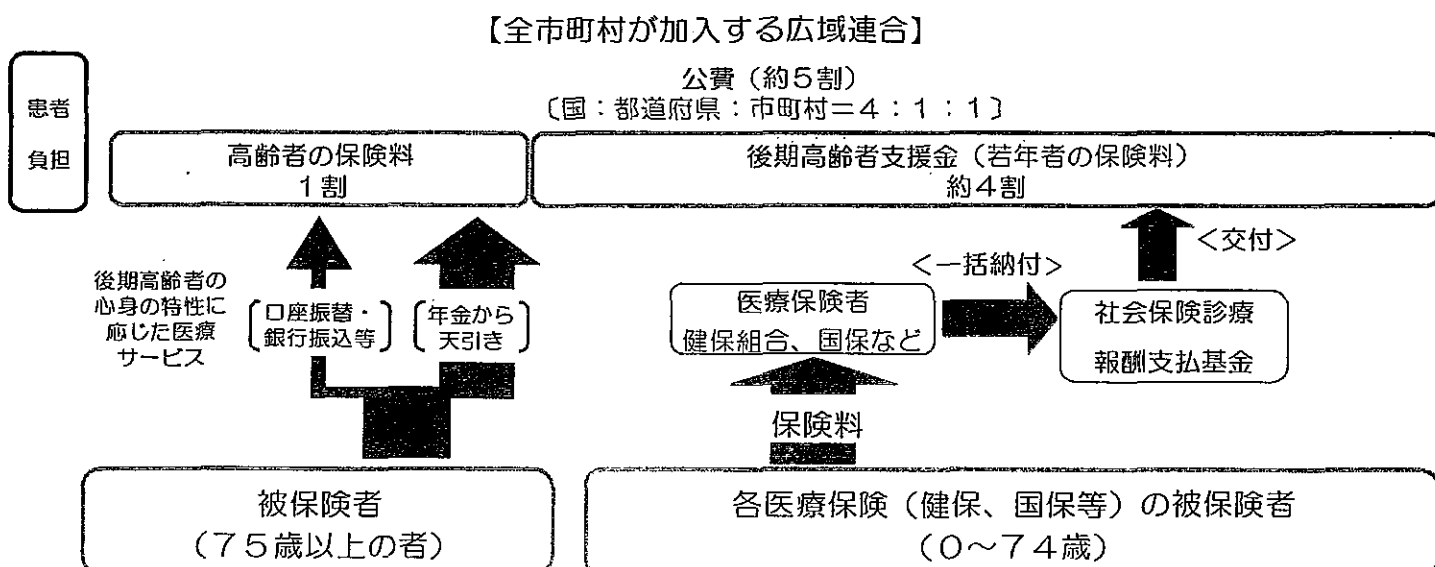
このため、現役世代と高齢者の負担を明確にし、また、世代間で負担能力に応じて公平に負担していただくとともに、公費(税金)を重点的に充てることにより、国民全体で支える仕組みとします。

また、これまでの国民健康保険では市区町村単位で運営されていましたが、都道府県単位の保険制度とし、高齢者の医療をしっかりと支えていきます。

○ 第二に、後期高齢者は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があり、こうした特性を踏まえた、高齢者の方々の生活を支える医療を目指します。

○ このため、75歳以上の方を対象とした独立の医療制度として、「後期高齢者医療制度」が創設されることとなりました。

<後期高齢者医療制度の仕組み>



Q2 保険料を支払わなければならないのですか？

- これまでは、加入する医療保険制度によって、保険料を負担する方、負担しない方がおり、また、市区町村によって保険料額に高低がありました。

後期高齢者医療制度では、高齢者の方々の間で負担を公平にするという考え方の下、後期高齢者の方々全員に、負担能力に応じて、保険料を負担していただきます。また、原則として、都道府県内で、同じ所得であれば、同じ保険料となります。

- 国民健康保険に加入されている方、サラリーマンで健康保険や共済組合の被保険者の方は、現在加入されている制度での保険料が、後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。
- 健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者であった方は、新たに保険料をご負担いただくこととなります。このため、制度加入時から2年間、保険料を半額とします。さらに20年度の特例措置として、年度の前半は凍結、後半は9割軽減とします。

<後期高齢者医療保険料の仕組み>

$$1人当たり保険料額 = \text{被保険者均等割額}(\ast) + 1人当たり所得割額$$

$$\text{被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等(旧がし書所得)} \times \text{所得割率}(\ast)$$

※被保険者均等割額及び所得割率(保険料率)は、2年ごと、各広域連合で、都道府県内では同じ率で設定されます。

夫婦2人世帯の例 (妻の年金額135万円以下の場合)

